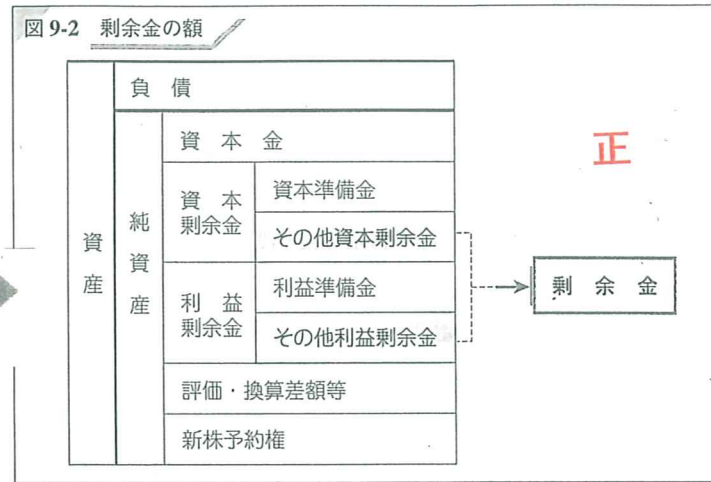
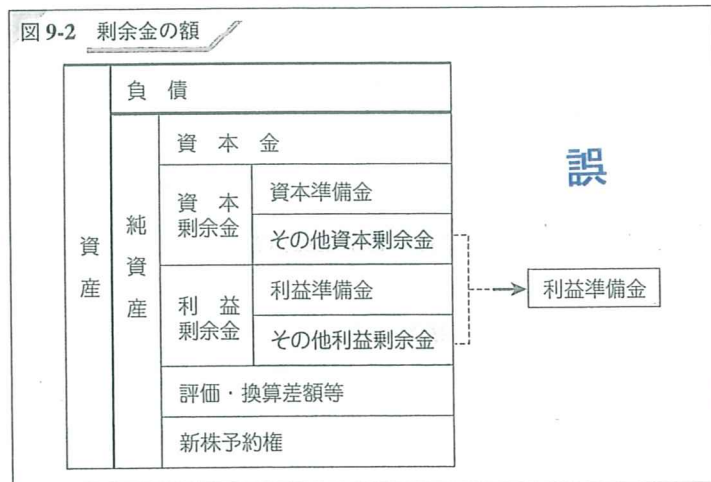


194 頁, 図 9-2



配当規制の出発点となる「剰余金」は、図 9-2 で示した貸借対照表の網掛け部分の合計額として算定される。「その他資本剰余金」には、自己株式の処分差益や、資本金の減少差益が含まれる。また「その他利益剰余金」は任意積立金と繰越利益剰余金から構成される。通常、配当金の支払財源となるのは繰越利益剰余金であるが、任意積立金はもとより、その他資本剰余金からの配当も可能である。

なお、剰余金の計算は前期末の貸借対照表から出発するが、会社法により「配当などが効力を発する日現在の金額」として規定されているため、前期末からの変化額があれば加減される。また会社が保有する自己株式は、株主資本から控除するかたちで記載されるが、剰余金の算定時には減算せず、分配可能額を算定するときに減額される。

配当規制の出発点となる「剰余金」は、図 9-2 で示した貸借対照表の網掛け部分の合計額として算定される。「その他資本剰余金」には、自己株式の処分差益や、資本金の減少差益が含まれる。また「その他利益剰余金」は任意積立金と繰越利益剰余金から構成される。通常、配当金の支払財源となるのは繰越利益剰余金であるが、任意積立金はもとより、その他資本剰余金からの配当も可能である。

なお、剰余金の計算は前期末の貸借対照表から出発するが、会社法により「配当などが効力を発する日現在の金額」として規定されているため、前期末からの変化額があれば加減される。また会社が保有する自己株式は、株主資本から控除するかたちで記載されるが、剰余金の算定時には減算せず、分配可能額を算定するときに減額される。